平成２８年（フ）第６４号
長野県上田市築地858番地
破産者　坂下　親輔
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４０号
愛知県春日井市柏原町５丁目31番地　住宅型有料老人ホーム　リブナス春日井、従前の住所名古屋市北区上飯田東町１丁目87番地の４ユニーブル大曽根707号
破産者　Ｇ－Ｆｏｒｃｅこと　坪内　　力
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８３号
神戸市兵庫区松本通６丁目４番18―403号、従前の住所神戸市北区松宮台１丁目５番地の11
破産者　河原健太郎
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３４号
徳島県鳴門市大津町木津野字野神ノ越６番地３
破産者　井筒　耐子
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
沖縄県中頭郡中城村字津覇1391番地１　２Ｆ
破産者　東恩納あさみ
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１２１号
福島市郷野目字宝来町59番地の３　メゾン・レーヴごうのめ702号
破産者　吉田香世子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１８２２号
横浜市瀬谷区中央２―28　クレール301号、住民票上の住所神奈川県大和市桜森２丁目５番10―２号
破産者　高橋　宏尚
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５号
富山市米田すずかけ台１丁目９番32号、前住所富山県滑川市北野1205番地42
破産者　浜田　　怜
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５９号
富山県高岡市戸出1454番地、住民票上の住所富山県高岡市中川１丁目７番10号
破産者　鷹司町クリニックこと　木元　文彦
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第６０号
富山県高岡市戸出1454番地
破産者　木元　礼子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４１号
愛知県清須市阿原八幡13番地１　ステラ・メゾン203、開始決定時の住所岐阜県羽島郡岐南町上印食５丁目49番地　ハイツマツバラ２階203号室
破産者　郷原　英樹
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４４号
静岡県浜松市中区西丘町879番地の２
破産者　北村　敏治
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
岡山県倉敷市連島町矢柄6187番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田253番地１
破産者　井上　高光
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３号
福岡県行橋市行事４丁目８番26号、破産開始決定時の住所福岡県行橋市中央２丁目８番６号
破産者　石田　晃則
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
長崎県長崎市西小島１丁目６番４―202号（旧住所）福岡県春日市春日公園３丁目49番地サンバード春日406号、従前の住所長崎県長崎市古町11番地２　702
破産者　森　　篤也
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２６号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地　３―407、開始決定時の住所相模原市中央区中央３丁目14番12号　山久第一ビル10Ｆ
破産者　的場　五六
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部